

社会福祉法人名取市社会福祉協議会 平成 29 年度 事業計画

I 基本方針

名取市社会福祉協議会は、市域における公共性の高い中核的福祉団体として、福祉諸団体やボランティア等と連携・協働のもと、「誰もが身近な地域で安心して生き生きと暮らせる地域づくり」に取り組み、豊かな福祉社会の実現に努めてまいります。

今日の社会福祉は、少子高齢化の加速や地域のコミュニティの希薄化、生活困窮等の課題が顕著となり、住民のニーズは多様化・複雑化し、福祉サービスの充実が望まれているところであります。

そうした中、障害者、高齢者、生活困窮者等の中でも社会保障制度の挟間にある方々への身近な支え合いが必要となっております。行政、地域と協働しながら地域の支え合い活動や資源の発掘等さまざまな場面で活躍する地域福祉リーダーの醸成など地域社会の人的資源の確保を図ってまいります。

また、東日本大震災から6年の歳月が過ぎ去りましたが、下増田地区は、復興団地美田園北地区が新たな街としてスタートし、閑上地区においても災害公営住宅等への入居が始まるなど徐々に復興の姿が見えております。しかし、全体的復興はまだ道半ばであり、仮設暮らしをされている方々も多く、いまだに生活の先行きに不安を抱えている方もおられます。今年度も引き続き仮設住宅等に入居されている方々の早期自立復興を願い、見守り・生活相談等を継続し、生活不安の解消や、孤立化の防止に努めるなど支援活動に取り組んでまいります。

さらに、居宅介護支援事業所ほっとなとり等サービス事業部門については、自立化をめざし検討を重ねてまいりましたが、新年度においては実現化に向け、取り組みを促進してまいります。

あわせて、介護保険事業開始以来、拡大してきた経営組織の改善・改革を図るべく、サービス部門の自立と合わせ、組織機構及び運営体制の見直しについても引き続き取り組んでまいります。

II 重点目標

◇地域福祉の充実

地域住民が支え合う身近な生活支援体制の構築を目指し、それぞれの地域での福祉人材の発掘やリーダーの醸成に努めてまいります。また、近年の急速な社会環境の変化に対応するため、行政と協力し、地域福祉推進計画の策定に向け取り組んでまいります。

◇災害復興活動への取り組み

行政、関係機関、団体等との協働による被災者生活支援活動を引き続き行い、仮設住宅を中心に被災された方々の自立復興に向けた、元気に希望

を持ち続けられるよう生活支援・相談や復興支援に継続して取り組んでまいります。

◇サービス部門の自立化

居宅介護等サービス部門の自立化について、これまで検討を重ねてきた結果を踏まえ、実施計画の策定、支援・指導機関等との連絡調整など早期実現に向け、その取り組みを強化します。

◇組織・体制の見直し

介護保険事業開始以来、拡大してきた組織の見直しやサービス部門の自立化に合わせ、事業規模に見合った組織機構、また、迅速なサービスの実施が図られるよう運営体制の改善・改革を推進してまいります。

Ⅲ 事業計画

1 法人運営事業

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営のために必要な役員会、委員会等の開催

*理事会 *評議員会 *各種委員会等

(2) 広報誌の発行

広報誌「社協だより」を毎戸に配布し、社協活動の理解と協力を求めるとともに福祉関係の情報を提供する。*年2回発行

(3) ホームページの運用

名取市社会福祉協議会のホームページについて、市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとして運用を図る。

(4) 福祉調査の実施

緊急時に対応することを視野に入れ、ひとりぐらし高齢者等の状況について調査、把握する。*調査基準日：4月1日（年3回更新）

(5) 役職員の研修の実施及び参加

法人運営、事業内容の充実強化を図るため役職員の研修を実施する。

* 県南地域社協連絡会役員研修

* 仙台都市圏域等災害時協定社協役員研修

* 職員の内部研修（年計画により実施）

* 職員向け外部研修会への参加

(6) 市民啓発事業

福祉の啓発や本会の事業活動のPRを目的にイベント・大会等を実施し、法人運営に対する市民の理解を深める。

*第43回名取市社会福祉大会（11月30日・文化会館）

(7) 善意銀行運営事業

市民や団体等から善意としての金品を預かり、福祉事業に有効に活用（払出）を行う。*善意銀行運営委員会（年1回開催）

2 地域福祉事業

(1) 生活相談所運営事業

地域で生活する上で生じる市民の悩みや困ったことについて相談に応じ、助言・援助を行う。

*毎週火曜日 午前10時～午後3時

(2) 生活福祉資金等貸付事業

①総合支援資金貸付

低所得者世帯で、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金の貸付を行う。

②福祉資金（福祉費・緊急小口資金）・教育支援資金貸付

低所得者・障がい者または高齢者のいる世帯で、他から資金の貸付を受けることが困難な世帯に対し、経済的自立と生活安定を図るため資金の貸付を行う。

③不動産担保型生活資金貸付（他に要保護世帯向け不動産担保型生活資金もあり）

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する（要保護の）高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行う。

④災害緊急特例貸付（緊急小口資金、生活復興資金）

東日本大震災に係る特例貸付の運用

⑤生活安定資金貸付

低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対して、自立につながるための小口資金の貸付を行う。

(3) 地区福祉委員会活動支援・助成事業

地域の実情に即した地域福祉活動が行われるよう地区福祉委員会の活動を支援し、助成を行う。

*地区福祉委員会8ヶ所 助成額上限12万円

(4) 福祉団体助成事業

市内の福祉関係団体等が実施する事業に対し助成を行う。

- (5) 非常災害発生時における援護金品の受配業務
災害発生時に援護金品の受配業務を行うとともに、火災発生時には被災世帯に対して見舞金を支給する。
- (6) 認知症サポーター養成講座（年2回開催）
「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン（認知症サポーターキャラバン；全国キャラバン・メイト連絡協議会）に賛同し、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」養成に協力し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を進める。

3 在宅福祉サービス

- (1) 福祉給食サービス事業《配食サービス》
65歳以上のひとりぐらし高齢者等を対象に安否確認を目的に週1回のお弁当を配達する。
 - * 毎週火曜日・・・東北本線を境に基本的に東側の地区
 - * 毎週木曜日・・・東北本線を境に基本的に西側の地区
- (2) 福祉機器の貸与事業
介護保険の要介護認定を受けていない高齢者や障がい者に対して車いす等の福祉機器を貸し出しする。
- (3) 居宅介護等受託事業《名取市からの受託事業》
育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供する。また、認知症を抱える家族を支援する事業を実施する。
 - * 育児ヘルプサービス訪問事業
 - * ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - * 家族介護継続支援事業「いっぷく堂」

4 ボランティア活動事業・福祉教育事業

- (1) ボランティアの育成
ボランティア活動に関する相談や情報提供とともにボランティア活動への参加を希望する個人・グループを登録し、活動等を紹介する。
- (2) ボランティア活動保険の加入と普及
ボランティア活動中の万一の事故に備えるための保険の加入手続きの受付や普及に努める。
- (3) キャップハンディ体験事業
児童を対象に、車いす、白杖、アイマスクなどを使った障がい擬似体験を通じ、その立場になって行動する姿勢を育てる。

5 災害ボランティアセンター・復興支援センター事業

- (1) 東日本大震災により応急仮設住宅等に入居した被災者の方々の自立的復興に向けた支援を「なとり復興支援センターひより」として取り組む。

(2) 災害ボランティアセンター相互支援の協定を締結した広域エリア内で開催される各種会議への出席および研修会等へ参加し、大規模災害に備え、平常時から協力連携体制の構築に努める。

○宮城県内市町村社協災害時相互支援協定に関する取組み
(県社協、県内13市22町村)

○県南地域協定社協(4市9町)との連携

○仙台都市圏域等協定社協(5市10町村)との連携

6 日常生活自立支援事業

(1) 福祉サービス利用援助事業(通称:まもりーぶ)

判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行う。

7 受託事業

(1) 「名取市友愛作業所」の運営

指定管理者制度による指定管理者(平成29年度~平成33年度)として、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の管理運営を行う。

*就労移行支援・・・一般企業などに就職を希望する65歳未満の精神障がい者を主な対象にし、就労のための作業訓練や職場実習などを行うほか、就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行う。

*就労継続支援B型・・・一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練など、福祉サービスの提供をあわせて行う。

(2) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催する。また、名取市と共催により生活支援サービス等の必要性和普及啓発を目的とした講演会等を開催する。

8 介護保険事業・障害福祉サービス事業

《指定居宅介護支援事業所ほっとなとり 指定居宅サービス事業所ほっとなとり》
介護保険法、障害者総合支援法に基づく各種サービスを提供する。

(1) 居宅介護支援事業・介護予防支援事業

利用者に適切なサービスが提供されるよう一人ひとりに適合したケアプランの作成と日常生活に必要な情報提供や連絡・調整を行う。

- (2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
日常生活を営むことが困難な高齢者に対してホームヘルパーを派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供する。
- (3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業
家庭において入浴することが困難な高齢者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する。
- (4) 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業
介護用ベット、車いすなど、福祉機器の貸与サービスを提供する。
- (5) 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業
利用者に適切な特定福祉用具の選定を行い、機能訓練に資すること等に使用する福祉用具を販売、提供する。
- (6) 通所介護事業・介護予防通所介護事業《ほっとなとり なちゆる》
要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所介護事業所において、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練等を行う。
- (7) 地域包括支援センター事業《名取南地域包括支援センター》
地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防マネジメント業務など包括的な支援を提供する。
〔担当地区エリア：名取が丘、館腰、愛島〕
- (8) 障害福祉サービス
 - * 居宅介護、重度訪問介護、行動援護事業
身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供する。
 - * 移動支援事業（地域生活支援事業）
 - * 訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）
- (9) 相談支援事業《なとりソーシャルサポートセンターぼこあぼこ》
障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

9 福祉団体事務局に関する業務

- (1) 名取市民生委員児童委員協議会
- (2) 名取市ボランティア連絡会
- (3) 名取市老人クラブ連合会
- (4) 名取市共同募金委員会